

鎌倉市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和4年(2022年)4月1日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 森 功一

令和3年度行政監査 監査結果報告書

携帯電話の利用等について

令和4年3月
鎌倉市監査委員

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	
2	監査の目的	
第2	監査の結果	1
第3	監査委員の意見	1
1	公費携帯電話の適正な配備について	
2	公費携帯電話の管理、運用について	
3	個人携帯電話の公務使用について	
4	全体の合理性の確保について	
第4	監査の実施	4
1	監査の対象	
2	着眼点	
3	監査の根拠	
4	調査の実施	
第5	着眼点別の調査結果	5
1	携帯電話の保有目的及び利用状況について	
2	携帯電話の契約内容について	
3	携帯電話の保管、管理状況について	
4	個人所有の携帯電話の公務使用の状況について	

資料編

- 資料1 携帯電話保有課アンケート
- 資料2 携帯電話の使用に関するアンケート

※本監査においては、以下のとおり定義している。

- ・個人携帯電話…職員個人が所有する携帯電話
- ・公費携帯電話…課で公費により調達した課員が使用できる携帯電話
(一括管理を行う部署から継続的に貸出を受けているものを含む)

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査（携帯電話の利用等について）

2 監査の目的

携帯電話の普及に伴い、業務におけるその必要性は高まっているが、公費携帯電話の配備は各課に委ねられており、汎用ツールとしての戦略的・体系的な導入は図られていない。また、一部の業務では個人携帯電話の使用が前提となっている実態も見受けられるが、それらを含めた市役所全体の状況は把握されていない。

これらを踏まえ、現在保有している公費携帯電話の契約の内容や利用状況、さらには個人携帯電話の公務使用の実態を調査し、その状況が適切なものとなっているかどうかについて監査を実施する。

さらに、市役所内にある未整理情報を集約してその結果を共有することは、業務に共通した課題解決に資すると考える。この行政監査事案が先行事例となって、他の多くの課題に対する職員の問題意識を引き出す契機となることを期待したい。

第2 監査の結果

公費携帯電話については、導入時の目的に沿って頻繁に利用され、業務の効率化や情報共有などに十分活用されており、その利用状況は概ね良好であると認められた。

一方で、全体の合理性の観点から課題や改善について検討すべき点が見受けられたため、次のとおり意見をとりまとめる。

第3 監査委員の意見

1 公費携帯電話の適正な配備について

すでに公費携帯電話が配備されている職場においては、公費携帯電話の機能を有効活用し、通話による業務連絡から写真やメール、公費で調達したライセンスにより運用しているコミュニケーションツール（以下「公費コミュニケーションツール」という。）を活用した情報共有にも利用されていた。

一方で、職員個人に対するアンケートでは公費携帯電話について、すでに配備されている職場の職員からは台数の増加を求める声が多く、いまだ配備されていない職場の職

員からは新たに配備を求める声があり、新たなニーズとしてイベント対応やテレワーク中の職場との連絡手段といった、一時的な使用のための配備を求める声もあった。

また、公費携帯電話の使用が正規職員に優先され、今回アンケート調査の対象としなかった会計年度任用職員の使用に関して、心配する声もあった。

今後も携帯電話の利便性が高まっていくことが想定される中で、公費携帯電話を積極的に配備することにより業務が効率化され、それが市民サービスに繋がることも期待される。

導入を進めるにあたっては、個人情報を含めた機器の管理の問題や市の財政負担の問題を十分検討し、すべての職場で臨機応変に使用できるよう全庁的に貸し出す携帯電話を増やすことや、スポット的にレンタル携帯電話を導入することも視野に入れ、費用対効果を検証し適切な運用を図られたい。

2 公費携帯電話の管理、運用について

公費携帯電話の保管方法や利用に関する取扱については、ほぼ全ての課において定められていなかった。

使用する際の実際の運用は、口頭で上司の承認を得るという回答が多くあったが、一部の課からは管理していないという回答もあり、管理に対する意識の低さも見受けられた。

公費携帯電話の管理及び利用状況の把握を適切に行うため、公費携帯電話の保有課においては、管理体制の見直しやその周知に努めるとともに、市役所全体として統一した取扱基準の制定についても検討されたい。

また、各課において個別に契約をしているのが現状であるが、例えば、各部で必要な台数を総務担当課が一括して契約すれば、費用削減、支払事務及び管理の一元化を図ることができ、より効率的な管理、運用を行うことができるのではないかと。

携帯電話の重要な用途として災害時、非常時の利用があるため、キャリアを揃えることや機種、プランを格安のモデルに統一することは安易に行うべきではないことに留意しつつ、それぞれの業務のために必要な機能を十分に把握し、適切な運用方法について改めて検討されたい。

3 個人携帯電話の公務使用について

個人携帯電話については、鎌倉市情報セキュリティポリシーにおいて、業務上、急を要する場合におけるインターネットの利用、公費コミュニケーションツールの利用についてのみ認めることとされているが、職員個人に対するアンケートの結果では、公務の

様々な場面において規則にかかわらず使用されている実態が確認された。

具体的には、風水害の避難所開設時における避難所と本部との連絡調整や、ケースワーカーの訪問における各所との連絡やイベント実施時、さらにはテレワーク中の職場との連絡などが挙げられた。

同アンケートにおいて「使用はやむを得ない」「緊急時の対応や情報共有程度であればやむを得ない」という回答が全体の約 61%であったことから、使用について一定の理解は得られていると考えられる。

一方で、個人情報の保護の観点や使用した際の費用の問題、さらには緊急でないにもかかわらず上司から業務上の指示や報告を求める連絡が入るといふ、公私の区別に課題が見受けられるような声もあり、「使用したくない」との回答が約 14%あったことは看過できない。

個人携帯電話の公務使用を前提に制度化することについては、同アンケートにおいて否定的な回答も少なからずあるが、個人情報の漏洩といった事故を防ぐことや公私のボーダーラインに一線を画すためにも、必要最低限のルールは定めておく必要があると考える。

その上で、使用した際の費用に関して、あるキャリアにおいては個人携帯電話を業務で使用する際にビジネス用の番号を付与することにより、固定費が発生することなく、法人に対して業務で使った通話料のみ請求されるサービスを提供している例もあり、その導入について研究してみてもどうか。

さらには、個人携帯電話を使用する際の庁舎内Wi-Fi環境の整備や、機器の充電に関する取扱を定めることも検討されたい。

4 全体の合理性の確保について

今回の調査によって、公費携帯電話、個人携帯電話ともにその運用が明確に定められておらず、各職場の実態に合わせた使用状況となっていることが改めてわかった。

市の業務は多岐にわたるが、古い縦割りの構造の中では、隣の職場がどのような仕事のやり方をしているのかも知らず、それぞれの職場で持っている情報を整理統合し共有するという意識が不足しているように感じる。

今後はこれまで以上に全体の合理性を追求し、無駄のない効率的なサービスの提供を目指すことを考えるのが職員としての使命であり、職員同士が横の連携を意識し、「最小の経費で最大の効果」をあげるため、知恵と創意工夫を掛け合わせて取り組んでいただきたい。

第4 監査の実施

1 監査の対象

全部課等

2 着眼点

- (1) 携帯電話の保有目的及び利用状況は適切か。
- (2) 携帯電話の契約内容は適切か。
- (3) 携帯電話の保管、管理状況は適切か。
- (4) 個人所有の携帯電話の公務使用の状況は適切か。

3 監査の根拠

地方自治法第199条第2項及び鎌倉市監査基準に準拠した。

4 調査の実施

(1) 監査の実施期間

令和4年(2022年)1月5日から令和4年(2022年)3月29日まで

(2) 監査を実施した委員

八木 隆太郎

森 功一

(3) 調査方法

公費携帯電話の利用、契約等に関する書類調査ならびに携帯電話を保有している課及び職員個人に対するアンケート調査を行った。

(4) 現地調査(往査)

公費携帯電話の保管状況等について、下記を抽出して現地調査を実施した。

ア 消防本部指令情報課

令和4年(2022年)3月17日(木)9時4分から9時29分まで

イ 環境部環境センター(今泉クリーンセンター)

令和4年(2022年)3月17日(木)9時45分から9時55分まで

ウ こどもみらい部青少年課(放課後子どもひろばうえき・うえき子どもの家)

令和4年(2022年)3月17日(木)10時28分から10時40分まで

エ こどもみらい部保育課(岡本保育園)

令和4年(2022年)3月17日(木)10時50分から10時58分まで

オ 都市整備部作業センター

- 令和4年(2022年)3月17日(木)11時10分から11時20分まで
カ 都市整備部道水路管理課
- 令和4年(2022年)3月17日(木)13時32分から13時44分まで
キ 健康福祉部生活福祉課
- 令和4年(2022年)3月17日(木)13時50分から13時58分まで
ク 総務部公的不動産活用課
- 令和4年(2022年)3月17日(木)14時5分から14時23分まで

第5 着眼点別の調査結果

1 携帯電話の保有目的及び利用状況について

公費携帯電話を保有する19課に対して行ったアンケート調査の結果、保有する公費携帯電話の台数は合計152台であった。

主な使用目的は、現場、出先からの業務連絡用が約63%、災害時や緊急時における連絡用が約21%と大部分を占めており、約89%の課においてほぼ毎日持ち出し、主に現場と本庁間の連絡やケース訪問における各所との連絡手段として頻繁に使用されている。

活用している機能は通話が最も多いが、メールや写真・動画撮影の他、アプリを使用した情報伝達のためにも利用されている。

また、職員個人に対するアンケート調査においては、公費携帯電話の必要性について、すでに導入されているもので十分と回答した職員はアンケート回答者全体のうち約32%、必要ないと回答した職員は約20%であり、残りの約48%の職員は1人1台、もしくは課又は担当で数台程度、配備が必要との回答であった。

配備が必要な理由は自由意見において、現場対応を行う課における現場確認時の情報共有、本庁舎外の施設を所管する課における施設間の連絡、事業課におけるイベント等の開催時の当日連絡用が多くあり、テレワーク時の職場との連絡や電子申請におけるデバイス登録のために必要という回答もあった。

2 携帯電話の契約内容について

(1) 契約の現状について

公的不動産活用課が契約した携帯電話を他の部課に貸し出しているものを除くと、公費携帯電話の多くは各課が予算化し、課の業務で必要とする機能を持った機種を購入・契約し、使用している。

機種別では、公費携帯電話を保有する調査対象課全体をみると、フィーチャーフォン、スマートフォン及びタブレットのいずれの契約もあったが、そのうち、フィーチャーフォンが約 65%を占めていた。

各課に使用明細書の提出を求めて確認したところ、月額使用料については、様々な割引を活用し基本使用料の範囲におよそ収まるように努めており、キャリアの違いには大差がなかった。

フィーチャーフォンの 1 台当たりの月額使用料の実績は、低いもので 1,030 円から高いものでは 4,404 円のものがあった。この差は、発信した際の通話料金の上限設定の違いによるもので、もっぱら待受け中心の使い方であれば廉価なプランが有利となるが、発信の多い使い方であれば通話料金の上限を高め設定したプランが有利となる。なお、月額使用料が 6,096 円のものがあったが、これは 90 分以内通話無料のプランで、一定以内の使用量（時間）であれば 1,150 円で収まるどころ、90 分を超える通話が多く発生したことによるものである。

また、スマートフォンの 1 台当たりの月額使用料の実績は、低いもので 1,804 円から高いもので 9,167 円のものがあった。スマートフォンは、通話以外の様々な機能を使う場面が多く、契約プランにおける見込み使用量が 1 ギガバイト以下のプランを契約したのもあれば、7 ギガバイトまで使えるプランを契約したものもあり、通話機能についても、いわゆるかけ放題をオプションで追加したプランで契約しているものがあった。さらに、水没、紛失や全損を想定した緊急交換などの補償プランを付けているものが大半であった。

(2) 今後の方向性について

フィーチャーフォンは、移動通信システムの第 3 世代（以下「3G」という。）といわれる通信端末であり、その通信可能エリアは国内地域のほぼ 100 パーセントをカバーしている。しかし、今日では、通信速度の速い第 4 世代（以下「4G」という。）が移動通信システムの中心となっており、使用される端末の多くがスマートフォン中心に変わってきている。移動通信システムの違いによる通信速度は、3G では約 14Mbps であったものが、4G では 100Mbps 以上となった。

フィーチャーフォンの長所は障害物に対して強いことといわれ、その有用性は今後もあると考えられるものの、主要キャリアにおいては順次 3G の電波供給を停止する予定であり、早いものでは令和 4 年（2022 年）3 月末に停止するキャリアもある。また、これからは 4G の 10 倍の通信速度である第 5 世代（5G）が中心になっていくと予想される。

フィーチャーフォンの機種によっては、4G の通信システムにも対応できるものが

あるとのことだが、3Gからのプラン変更については、キャリアの乗り換えも含め、対応を検討しておく必要がある。

3 携帯電話の保管、管理状況について

携帯電話の保管方法については、執務時間中は机上などが最も多く約42%、職員が携帯しているという回答が次に多く約32%であった。一方で、執務時間外は鍵付きの机や書庫に保管という回答が最も多く約42%、鍵無しの机や書庫に保管という回答が約26%、利用者が保管という回答が約21%であった。

使用や保管等に関する取り決めについては、要綱等の文書化したルールがあると回答したのは1課のみであり、使用の際は口頭で上司の承認を得ているという回答が最も多い約53%であった。

携帯電話の配備、使用方法等について、全庁的な取扱要綱の必要性については、必要と思うという回答とわからないという回答が同数で約29%、必要と思わないという回答が約41%であった。

4 個人所有の携帯電話の公務使用の状況について

職員個人に対するアンケート調査においては、計606名からの回答のうち、個人携帯電話を公務で使用したことがあるという回答は約67%であった。さらに、公費携帯電話が多く配備されている消防本部の職員を除くと、その割合は約74%となる。また、職級別では6級（課長級）以上の割合が高い傾向となっており、8級（部長級）においては100%という結果であった。

使用する機能については、職級別では1級から5級（課長補佐級）までは電話が最も多く、6級（課長級）以上は公費コミュニケーションツールが最も多い回答数であった。

使用の具体例としては、外出時の事業者等との連絡、現地調査時における写真撮影などが多かったが、その他にも公費コミュニケーションツール、本市のSNS等への情報配信、テレワークにおける職場との業務連絡、避難所開設時における本部との情報共有など、様々な場面において使用の実態があることがわかった。

個人携帯電話を公務で使用するということについては、使用はやむを得ない、もしくは緊急時の対応や情報共有程度であればやむを得ないと回答した職員は約61%であったが、使用したくないと回答した職員は約14%で、使用した際の費用については、公費携帯電話の配備を含め、市が費用を負担すべきと回答した職員が約61%であった。

また、自由意見として、個人情報流出リスク、費用が職員負担であることや公私の境界が曖昧になるとの理由から、個人携帯電話の公務使用については緊急時などやむを

得ない場合を除き、認めるべきではないという声が多くあった。

なお、個人携帯電話の公務使用にかかるルールの制定について、本市の職員からは否定的な意見が少なくなかったが、全国的に見ると、用途や費用負担について要綱等を定めているケースが見受けられる。

資料1 携帯電話保有課アンケート

1 調査対象

携帯電話を契約又は保有している課である9部19課を対象とした。

共生共創部	広報課
総務部	公的不動産活用課
市民防災部	地域のつながり課、総合防災課
こどもみらい部	保育課、青少年課、発達支援室
健康福祉部	生活福祉課
環境部	環境保全課、環境センター（名越、今泉）
都市整備部	道水路管理課、道路課、下水道河川課、作業センター、浄化センター
教育文化財部	教育総務課、教育センター
消防本部	指令情報課（鎌倉消防署、大船消防署）

合計 19課

2 調査方法

令和4年1月19日（水）から1月31日（月）にかけて、文書により実施した。

3 調査結果

【Q1-1】携帯電話を導入した時期

3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	合計
4	2	0	13	19
21.1%	10.5%	0.0%	68.4%	100%

【Q1-2】現在の契約方法

※契約ごとに選択

携帯電話本体を別途購入し、毎月電信料だけ支出している	毎月の電信料に携帯電話本体の料金を上乗せして支出している	リース方式による	プリペイド方式による	合計
19	1	1	0	21
90.4%	4.8%	4.8%	0.0%	100%

【Q1-3】現在の契約先と携帯電話の保有台数

※契約ごとに作成

	契約数	機種別保有台数 (単位;台)			
		フィーチャーフォン	スマートフォン	タブレット端末	合計
A社	15	45	18	8	71
B社	3	35	27	0	62
C社	3	18	0	1	19
合計	21	98	45	9	152
	構成比	64.5%	29.6%	5.9%	100%

導入時期別機種別一覧

機種	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	合計
フィーチャーフォン		4		94	98
スマートフォン	44	1			45
タブレット端末	9				9
合計	53	5	0	94	152

※導入時期は最初の契約時期なので、10年以上前の契約は、その後機種変更を繰り返し、現在に至る

【Q1-4】現在の契約（プラン）内容

※契約を機種別に分けて作成

	契約数	プラン別の内訳			合計
		定額制	従量制	定額+従量制	
フィーチャーフォン	13	5	4	4	13
スマートフォン	7	2	5	0	7
タブレット端末	5	2	0	3	5
合計	25	9	9	7	25
	構成比	36.0%	36.0%	28.0%	100%

【Q1 - 5】携帯電話にかかる費用 令和2年度の実績

単位：円

	フィーチャーフォン		スマートフォン・タブレット		年間支払額	1か月平均額
	台数	電信料	台数	電信料（使用料）		
1 公的不動産活用課	3	21,087			21,087	1,757
2 地域のつながり課	2	20,000			20,000	1,667
3 保育課	7	130,539			130,539	10,878
4 青少年課	11	222,316	1	42,937	265,253	22,104
5 発達支援室	2	43,710			43,710	3,643
6 生活福祉課			2	276,012	276,012	23,001
7 環境保全課	4	52,071			52,071	4,339
8 環境センター名越	7	92,421			92,421	7,702
9 環境センター今泉	4	54,684			54,684	4,557
10 道水路管理課			6	293,073	293,073	24,423
11 道路課						
12 下水道河川課			4	77,132	77,132	6,428
13 作業センター			10	302,703	302,703	25,225
14 浄化センター	4	50,016			50,016	4,168
15 教育総務課	28	346,516			346,516	28,876
16 教育センター	1	12,351			12,351	1,029
17 指令情報課	21	588,998	27	643,528	1,232,526	102,711
18 総合防災課	4	63,924			63,924	5,327
19 広報課			1	46,239	46,239	3,853
合計	98	1,698,633	51	1,681,624	3,380,257	281,688
1台あたり平均年額		17,333		32,973		0

※道路課3台分は、令和3年度からの契約

※総合防災課・広報課は、公的不動産活用課から貸出を受けて利用（契約・支払いは公的不動産活用課）

※青少年課のタブレット1台については、使用料及び賃借料で支払い

※消耗品費は除く

【Q2 - 1】主な使用目的（導入した時）

※課でひとつを選択

事務連絡用	非常連絡用	相談業務用	役職者専用	業務必携	合計
現場・出先からの業務連絡用	災害時や緊急時における連絡用	事業者・市民との相談、連絡用	特定の役職者が携帯	特定の業務に常時活用	
12	4	0	1	2	19
63.2%	21.0%	0.0%	5.3%	10.5%	100%

【Q2 - 2】業務で携帯電話を持ち出している頻度

※課でひとつを選択

ほぼ毎日	週に1～2回	月に1～2回	半年に1～2回	災害時・緊急時 だけ	合計
17	1	0	0	1	19
89.4%	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	100%

【Q2 - 3】実際に持ち出し中に携帯電話を使用した頻度

※課でひとつを選択

ほぼ毎回	業務5回に 1回程度	業務10回に 1回程度	たまに 使う程度	ほとんど 使わない	合計
9	4	0	4	1	18
50.0%	22.2%	0.0%	22.2%	5.6%	100%

※公的不動産活用課の貸し出し用携帯電話は除く

【Q2 - 4】具体的な使用方法、実績等を記入

業務で常時携帯し、活用	地域のつながり課	週5日、午前及び午後の防犯パトロール実施時に常時携帯している。 不審者等の目撃情報等を速やかに防犯アドバイザー間や本庁と情報共有。
	指令情報課	消防隊、救急隊に配備して消防活動のために常時利用。毎日の救急業務に携帯し、病院選定を確認したり、活動現場と関係機関の連絡に使用。
主に現場と本庁間の連絡調整に活用	発達支援室	保育所等巡回相談、5歳児すこやか相談、相談支援業務の家庭訪問、ケース連携訪問、出張相談等の時に携帯し、保護者や各施設、職場との連絡に使用。
	生活福祉課	新規ケース訪問、定期訪問及び緊急時の際の通話などの連絡手段として使用、資料等をケース宅訪問時に写真でLINEWORKSを通じて送付。
	環境保全課	公害の苦情や事故、公衆トイレ業務、不法投棄の現場確認、衛生・害虫業務の現場確認等の各種現場作業時に本庁等からの連絡、本庁等への連絡及び業者等への連絡をするために使用。
	環境センター 名越・今泉	声かけふれあい収集時、対象者不在時の事務所への連絡及び粗大ごみ収集に係る収集班と事務所の連絡等
	道水路管理課	現場まわりの際に携帯し、LINE WORKSや電話をするために使用。 日頃の現場対応時の他に、台風や雪、大雨等の緊急時に連絡を取るのに使用。
	道路課	市民等からの通報や要望を受け、現場調査等を行う際や、災害時に現場を確認する際に携帯し、現場の状況を本庁等へ連絡する。
	下水道河川課	現場調査、苦情等があった場合に、現場状況を本庁等に連絡し、指示を仰ぐ。
作業センター	日常業務で作業主任、作業班長が常に携帯し、現場の施工状況や新たな市民要望等の連絡調整で使用。	

	総合防災課	災害発生時（発生が見込まれる場合を含む）の緊急連絡用としての使用の他、平時における防災業務時の連絡用として使用。
主に施設間の連絡用として活用	保育課	保育課と出先機関の公立保育園5園との間において、日常の連絡時等や、災害時等における緊急連絡用として使用。終業後、民間保育所等との緊急連絡等手段として、上席が持ち帰っています。
	青少年課	本庁青少年課と各現場施設の連絡手段として使用。 植木小学校の教室内に放課後子どもひろばうえき（子どもひろば分室）を開設したので、児童を子どもの家から子どもひろばまで安全に移動させる際の支援員と青少年課との連絡用にタブレットを導入。
	浄化センター	浄化センター施設内と事務所との連絡用に使用。外出中の委託業者等からの緊急連絡に対応するため。
	教育総務課	・災害発生時及びその恐れがある場合、緊急を要する場合及び取扱責任者が認めた校外活動及び学校行事の際に使用 ・学校間又は教育文化財部次長、学務課担当課長、教育指導課長との連絡に使用。
	教育センター	校外学習で外出した際の緊急連絡用に使用。保護者からの欠席連絡などにも利用。
貸出し用	公的不動産活用課	当課で管理している携帯電話を予約制で他課へ貸し出している。

【Q2 - 5】携帯電話で活用している機能

※複数回答可

単位；課

通話	メール	写真・動画 撮影	その他	
20	5	7	7	LINE,LINEWORKS（5課） まちcomiメール（保育課） 道路損傷等通報システム（作業センター、道水路管理課他）

【Q3 - 1】執務時間中の保管方法

机上など	机や書庫 （鍵付）	机や書庫 （鍵無）	金庫	利用者が携帯	合計
8	4	1	0	6	19
42.1%	21.0%	5.3%	0.0%	31.6%	100%

【Q3 - 2】 執務時間外の保管方法

机上など	机や書庫 (鍵付)	机や書庫 (鍵無)	金庫	利用者が保管	合計
2	8	5	0	4	19
10.5%	42.1%	26.4%	0.0%	21.0%	100%

【Q3 - 3】 使用や保管等に関する取り決めについて

取扱い要綱等の文書 化したルールがある	使用状況を台帳等で 管理している	口頭で上司の承認を 得ている	管理していない	合計
1	2	10	6	19
5.3%	10.5%	52.6%	31.6%	100%

【Q3 - 4】 動作確認について

ほぼ毎日電源を入れ 確認している	1週間に1回程度 確認している	1か月に1回程度 確認している	使用するとき以外 確認していない	合計
16	0	0	3	19
84.2%	0.0%	0.0%	15.8%	100%

【Q4 - 1】 緊急情報や災害情報を受信できるように設定しているか

設定している	設定していない	わからない	合計
8	1	10	19
42.1%	5.3%	52.6%	100%

※緊急・災害情報は、近年の携帯電話には自動的に受信設定されているが、古い形式のフィーチャーフォンではその機能の有無も含めてわかりにくいものがある

【Q4 - 2】 携帯電話の配備、使用方法等について、全庁的な取扱い要綱のようなものは必要か

必要と思う	必要と思わない	わからない	合計
5	7	5	17
29.4%	41.2%	29.4%	100%

※公的不動産活用課の貸し出し用を利用している総合防災課、広報課は除く

資料2 携帯電話の使用に関するアンケート

1 調査対象

会計年度任用職員を除く全職員。

2 調査方法

令和4年1月24日（月）から2月18日（金）にかけて、e-kanagawa電子申請システムにより実施した。

3 調査結果

回答率は、46.8%（回答者606名／対象者1295名）

※対象者は令和4年2月1日現在

【Q1】回答者の所属部局

所管部局	回答数	対象人数	回答率
共生共創部	25	63	39.7%
総務部	53	146	36.3%
市民防災部	44	93	47.3%
こどもみらい部	55	148	37.2%
健康福祉部	35	143	24.5%
環境部	72	106	67.9%
まちづくり計画部	9	41	22.0%
都市景観部	21	61	34.4%
都市整備部	40	111	36.0%
会計管理者	3	7	42.9%
議会事務局	9	12	75.0%
教育文化財部(歴史まちづくり推進担当含む)	30	106	28.3%
選挙管理委員会	4	5	80.0%
監査委員事務局	4	6	66.7%
農業委員会事務局	3	3	100.0%
消防本部	199	244	81.6%
合計	606	1295	46.8%

※小中学校を除く

【Q2】回答者の職種

	事務職	技術職	技能労務職	消防職	合計
回答者数	267	82	58	199	606
回答割合	44.1%	13.5%	9.6%	32.8%	100%

所管部局別回答数	事務職	技術職	技能労務職	消防職	合計
共生共創部	24	1			25
総務部	38	12	3		53
市民防災部	43	1			44
こどもみらい部	20	29	6		55
健康福祉部	33	2			35
環境部	21	6	45		72
まちづくり計画部	4	5			9
都市景観部	12	9			21
都市整備部	23	13	4		40
教育文化財部 (歴まち含む)	26	4			30
消防本部				199	199
上記以外	23				23
合計	267	82	58	199	606

【Q3、Q4】回答者の職級と個人携帯電話の使用について

職級	回答人数	使用したことがある		使用したことがない	
		人数	割合	人数	割合
1級又は2級	180	108	60.0%	72	40.0%
3級(主事)	205	135	65.9%	70	34.1%
4級(係長)	110	75	68.2%	35	31.8%
5級(課長補佐)	56	42	75.0%	14	25.0%
6級(課長)	37	33	89.2%	4	10.8%
7級(次長)	14	11	78.6%	3	21.4%
8級(部長)	4	4	100.0%	0	0.0%
合計	606	408	67.3%	198	32.7%

【Q3,Q4】 個人携帯電話を使用したことがあると回答した人の所管部局別×職級別一覧

所管部局別回答数	使用したことがあると回答								使用がない	回答合計	使用ありの率
	1級2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計			
共生共創部	6	9	2	4	2			23	2	25	92.0%
総務部	13	9	7	4	7			40	13	53	75.5%
市民防災部	8	9	4	4		2	1	28	16	44	63.6%
こどもみらい部	10	21	5	3	3	1	1	44	11	55	80.0%
健康福祉部	12	6	5	2	1			26	9	35	74.3%
環境部	8	9	13	3	3	2		38	34	72	52.8%
まちづくり計画部		4	2					6	3	9	66.7%
都市景観部	4	5	4	2	3		1	19	2	21	90.5%
都市整備部	10	13	2	2	5			32	8	40	80.0%
教育文化財部 (歴まち含む)	4	9	9	2	3	1		28	2	30	93.3%
消防本部	30	36	21	11	6	2		106	93	199	53.3%
上記以外	3	5	1	5		3	1	18	5	23	78.3%
合計	108	135	75	42	33	11	4	408	198	606	67.3%
使用したことがない	72	70	35	14	4	3	0	198			
総合計	180	205	110	56	37	14	4	606			
使用ありの率	60.0%	65.9%	68.2%	75.0%	89.2%	78.6%	100.0%	67.3%			

- ・今回回答した人の67.3%が「使用したことがある」
- ・消防本部を除くと、302/407=74.2%になり、さらに高い傾向にある
- ・所管部局別では、教育文化財部(93.3)、共生共創部(92.0)、都市景観部(90.5)が90%を超えている
- ・職級別では、6級(課長級)以上が高い傾向にある 部長では100%

【Q5】 個人携帯電話の使用頻度について

	頻繁に使っている	しばしば使っている	たまに使う	緊急時に使ったことがある	合計
回答者数	82	101	125	100	408
回答割合	20.1%	24.8%	30.6%	24.5%	100%

【Q6】 個人携帯電話を使用する場面について

※複数回答可

	現場・出先からの業務連絡	事業者や市民との連絡・相談業務	グループ機能を使った情報共有や上司からの指示伝達など	自然災害などの緊急時の連絡
回答数	302	85	260	249
回答率	74.0%	20.8%	63.7%	61.0%

※回答率は、個人携帯電話を使用したと回答した408人を分母にしている

【Q7】 個人携帯電話を公務で使用する際、よく使う機能について

※複数回答可

	電話	メール	LINEなどのメッセージアプリ	LINEWORKS 公費調達コミュニケーションツール	写真動画撮影
回答数	332	123	254	93	173
回答率	81.4%	30.1%	62.3%	22.8%	42.4%

※回答率は、個人携帯電話を使用したと回答した408人を分母にしている

よく使う機能に対する職級別の集計

職級	電話	メール	LINEなどのメッセージアプリ	LINEWORKS 公費調達コミュニケーションツール	写真動画撮影
1級又は2級	82	20	76	13	48
3級（主事）	116	33	74	18	60
4級（係長）	63	25	47	7	30
5級（課長補佐）	39	22	26	8	17
6級（課長）	21	15	22	32	12
7級（次長）	7	5	9	11	4
8級（部長）	4	3		4	2
合計	332	123	254	93	173

【Q8】 個人携帯電話を公務で使用する際の具体例について

※記述回答

- ・公務で使用する具体例としては、現場と本庁間あるいは現場関係者同士の連絡調整などがほとんどである。特徴的な事例としては、風水害の避難所開設にあたって、配置職員の手配などの連絡調整や避難所と本部との間の定時連絡に使用されていたり、テレワーク中に事業者へ連絡せざるを得なくなり使用したといった事例もあった。
- ・業務に関する情報については、多くがLINEなどの機能を使ってそれぞれ連絡網を構築して、緊急時に限らず日常的に使用されているようである。一方で、休暇・出退勤の連絡や出張時の直行直帰の連絡、単なる情報共有などを公費扱いの業務であると認識している職員も多数いるようである。
- ・また、緊急時に限らず勤務時間外に管理職から業務に関する連絡が入ることがあるといった事例もあった。

【Q9】 個人携帯電話を公務で使用するということについて

	使用はやむを得ない	緊急時の対応や情報共有程度であれば、やむを得ない	頻繁に使用するならば、公費で携帯電話を用意すべき	使用したくない	合計
回答者数	84	166	103	55	408
回答割合	20.6%	40.7%	25.2%	13.5%	100%

【Q10】 個人携帯電話を公務で使用した際の費用について

	各自で負担するのはやむを得ない	使用量に応じて、市が費用を負担すべき	一定のルールのもと、使用頻度に応じて定額を市が負担すべき	公費で携帯電話を用意すべき	合計
回答者数	159	53	87	109	408
回答割合	39.0%	13.0%	21.3%	26.7%	100%

【Q11】 公費携帯電話の配備について

	配備されていて、頻繁に活用している	配備されていて、必要に応じて活用している	配備されているが、あまり活用していない	配備されているが、緊急時しか活用していない	配備されていない	合計
回答者数	174	137	13	12	270	606
回答割合	28.7%	22.6%	2.1%	2.0%	44.6%	100%

現在、公費携帯電話を保有している課の職員の回答状況

	配備されていて、頻繁に活用している	配備されていて、必要に応じて活用している	配備されているが、あまり活用していない	配備されているが、緊急時しか活用していない	配備されていない	合計
1 消防除く18課	70	50	6	6	31	163
2 消防本部	101	81	4	5	7	198
合計	171	131	10	11	38	361

※消防本部の携帯電話は消防隊、救急隊が常時活用している

	活用されている	あまり活用されていない	配備されていない
消防除く18課	73.6%	7.4%	19.0%

・保有課職員の意識で「活用されている」が73.6%、それに対して「あまり活用されていない」「配備されていない」が合わせて26.4%である。保有していながら否定的な意見があるということは、配備されている携帯電話の使用が課内（担当内）の一部の担当者や特定した業務に偏っていることを示している。

【Q12】 公費携帯電話の必要性について

	すでに導入されている公費携帯電話で十分	必要（1人1台）	必要（課又は担当で数台程度）	必要ない	合計
回答者数	191	65	229	121	606
回答割合	31.5%	10.7%	37.8%	20.0%	100%

公費携帯電話を保有している課の職員の回答状況

	すでに導入されている公費携帯電話で十分	必要（1人1台）	必要（課又は担当で数台程度）	必要ない	合計
消防除く18課	68	18	81	14	181
消防本部	119	21	53	6	199
合計	187	39	134	20	380

	現状で十分	さらに台数の増加が必要	必要がない
消防除く18課	37.6%	54.7%	7.7%

・保有課職員の54.7%は、さらなる台数の増加が必要と考えている。

公費携帯電話を保有していない課の職員の回答状況

	すでに導入されている公費携帯電話で十分	必要（1人1台）	必要（課又は担当で数台程度）	必要ない	合計
保有無い課	0	24	102	94	220
	—	配備が必要と感じている		必要がない	
消防除く18課	—	57.3%		42.7%	

・保有していない課の職員の57.3%は配備が必要と感じているが、同じ課でも必要又は必要でないの両方の回答が混在しているところが多い。本当に配備が必要かどうかは、慎重に検討することが求められる。

【Q13】 個人携帯電話の公務利用を前提とした要綱等のルール化について

	制度化が必要	使用方法など慎重に検討して制度化すべき	個人携帯電話は災害時や緊急時のみに使うべきで、制度化は必要ない	個人携帯電話の公務利用は認めるべきではない	合計
回答者数	96	246	193	71	606
回答割合	15.8%	40.6%	31.9%	11.7%	100%

ルール化に対する職級別の集計

1級又は2級	31	85	51	13	180
3級（主事）	26	79	68	32	205
4級（係長）	20	40	37	13	110
5級（課長補佐）	6	20	20	10	56
6級（課長）	7	16	13	1	37
7級（次長）	4	4	4	2	14
8級（部長）	2	2			4
合計	96	246	193	71	606

【Q14】 自由意見等について

※記述回答

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
1	事務職	1級又は2級	テレワークが導入されている状況、またそれがこれから先より一般的になっていくことを考慮すると公務用の携帯電話を用意する必要があると思う。PCのみで完結する業務なら良いが、外出時やテレワーク時に施設や業者と直接電話での対応が必要になった場合、公費携帯電話があれば業務が進めやすくなると思う。また、その際に個人携帯電話を使用するのは適切ではないと感じてしまう。
2	事務職	1級又は2級	携帯電話を必要とする場面などは多く、今後増えていくと思います。ただ、公務として個人携帯を使用するのは、トラブルになりかねないので、職場で用意すべきだと思います。事業者等と調整する際にも、職場で携帯が支給されていること前提で話が進められることもあります。
3	事務職	1級又は2級	経費や仕事内容の問題もありますが、課内での内線電話を含めこれからは一人携帯電話1台の時代になっていくかもしれません。
4	事務職	1級又は2級	ある程度個人の携帯電話の使用は柔軟に考えるべきだが、現場対応の多い部署等には複数台の携帯電話(カメラやライン機能が使えるもの)があるとより便利。
5	事務職	1級又は2級	公費の携帯電話を持ち歩かなければならないのは、休日でも仕事をしなければならぬような印象を受け、心理的に負担が大きい。 現場から市民に電話をする機会もあるため、公費の携帯電話を課で数台保有している必要もあると思う。 休日や緊急対応時に部でLINEWORKSが活用されている。便利ではあるが、データ使用料の増加にも繋がっており、使用料金増になることもあるため、使用料を補助して欲しい。
6	事務職	1級又は2級	個人情報との兼ね合いもあるかと思いますが、緊急対応等で外出先から連絡が必要なケースもあるかと思うので検討する価値はあると感じています。
7	事務職	1級又は2級	祝休日における緊急連絡の折り返しのため、通話料が多くかかったことがある。 こういった個人に対する費用負担が発生しないような制度を望む。
8	事務職	1級又は2級	個人の携帯のメールアドレスを課内で共有し、その情報は課外にも知られるため、職員間のセクハラ、パワハラなどに使われる。 一部の上司は、休日の夜中に自分が送信したメールへの返信を即座にしないことを責め立てる。
9	事務職	1級又は2級	個人携帯電話の使用については、職場内での連絡先の共有はよいとして、外部(業者、場合によっては市民も)に連絡先を伝えなければならぬ場面もあり、トラブルにもなりかねないと思っています。全職員への公費携帯電話の配布が必要と考えていますが、最低限、緊急時対応職員(ミニ防災拠点、風水害対応等)全員と所属毎に割り振り、一定数の余剰台数を確保したうえで、使用都度ではなくある程度の期間での貸与が必要と考えます。
10	事務職	1級又は2級	費用負担の基準を設け方が難しいことや、個人情報保護の観点から、個人携帯電話の公務利用は差し控えてほしい。
11	事務職	1級又は2級	個人携帯電話にしても、公費携帯電話にしても、外出の際には使用するのには仕方がないと思います。 ただし、公式なルールが定められていない状態は使用する際に気が引けてしまう部分もあるので、できればルールを定めてほしいです。
12	事務職	1級又は2級	自分の場合は、まれに使用する程度なので、現状のままでよいと思います。
13	事務職	1級又は2級	職種によって現場写真をとったりそれを共有したりする必要があるため、スマートフォンでそれができれば活用した方が、業務を効率化できると思う。使用料金についてもできれば市に負担する分を設けてもらう、又は使用用途を決めて各課に必要な台数携帯を購入することは賛成しますが、使用用途や方法を限定しすぎたりすると使うのに不便になってしまったり使わなくなるともったいないので、あまりにも厳格なルール化は反対します。

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
14	事務職	1級又は2級	メールでの連絡を認めているにもかかわらず、Gメールの着信制限をしていてメールが届かない上司がいる。勤務不要日でも携帯電話を気にしていなければならず、気が休まらない。
15	事務職	1級又は2級	携帯電話の使用が広まることによって、業務時間外の手続きが増えるため、現状維持がのぞましい。一部の事務は、突発的な事情があって、業者や市民に連絡先を伝えることもあるようだが、業務負担が過剰になります。業務時間外は電話が繋がらなくなる等考える必要があると思います。
16	事務職	1級又は2級	これまで公務での携帯電話の使用を全面的に禁止のような風潮でしたが、庁外での連絡事項や緊急を要する共有シーンなどでは使用しないと仕事になりませんので、こういった改善傾向がみられるのはいいことだと思います。
17	事務職	1級又は2級	情報流出等の懸念や個人連絡先の公表による業務負担増及びプライバシーのリスクを考えると、個人携帯電話の公務での使用は緊急時に限るべきだと思います。
18	事務職	1級又は2級	個人情報を扱う部署で写真機能を持つデバイスを持ち込むことは明確に禁止すべき。(市民からの指摘あり)
19	事務職	1級又は2級	もし本格的に個人携帯電話を公務使用することになるのであれば、通話料金等の負担はどうなるのでしょうか。個人携帯電話を公務で使用し、その携帯から情報漏洩になることもあり得るのではないのでしょうか。個人的には個人携帯電話そのものを解約することも視野に入れますが、持っていない人への対応はどうなりますか。
20	事務職	1級又は2級	現在原課にて管理しているが、一括管理が望ましいと考える。
21	事務職	1級又は2級	現在テレワークが増えていますが、テレワーク時に事務室との連絡手段が、チャットが個人携帯電話しかないため、テレワーク時の連絡手段として公費携帯電話がほしいです。
22	事務職	1級又は2級	SNS等から距離をとった生活をしたいと考えていますが、公務が必要ということで、半ば強制的に使用を義務付けられている状況であり釈然としない感情を抱いています。携帯電話が公務に必要であれば、個人の善意・負担だけに頼らない制度、仕組みづくりが必要ではないかと思っています。
23	事務職	1級又は2級	公費で支出できないけど個人の支出ならいいという考えはありえない。個人の所有物を公共に提供しろというのはどういう理屈か？業務で必要ならば公費で負担するか業務形態を見直すべき。個人が任意で職場の人間とコミュニケーションを取るのと業務上連絡することは違う。職場によってはみえないコスト負担を職員個人に強いている状況であることを強く認識して欲しい。
24	事務職	1級又は2級	業務上、外出先から確認したいという場面がよくある。関係機関が一同に会する機会を作るのは難しく、対象者によっては、どうしてもそのタイミングでなければ対応できないというような場面も多々あり、通話頻度は高く、通話時間も長くなることもある。その業務を当課では、会計年度任用職員も担っているので、負担は一定量あると思った。現状、業務上仕方ないと認識してくださっている様子である。
25	事務職	1級又は2級	携帯電話があれば今後テレワークでも活用できそう。
26	事務職	1級又は2級	やむを得ず個人携帯電話を使用していますが、モバイルPCと同様に、公費で負担すべきと考えます。特に本課や道路部局等の頻繁に現場に出る職場では、電話連絡・写真撮影の頻度も高いです。また、今の携帯にはGPSが搭載されているので、公費携帯で現場の位置情報を記録しそのデータをPCに落とす等、より正確で効率的な業務ができると思います。 余談ですが入力可能な文字数が少なすぎるので、増やしてほしいです。
27	事務職	1級又は2級	現場のある部署等については、各職員に公用携帯電話を貸与すべきだと思います。 特に、テレワークの際は、オンライン会議というほどではないが、チャットで伝わりにくいことを同僚に説明したいとき、私用携帯電話をよく使いました。 当然、通信費がかさむので、今後一層テレワークが普及する場合は公用携帯電話がほしいです。

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
28	事務職	1級又は2級	<p>現業では個人用携帯を使用せざるを得ない場面が多いが、現状では個人負担にて通話代等を負担しているのだからこれについてしっかりとフォローしてほしいと常々感じていた。</p> <p>民間企業であれば、個人携帯はマストであり、それにより仕事が円滑になっている。業務によっては室内から出ない場合もあるので業務ごとに精査したうえで、個人用携帯が必要な課にはまんべんなく配布することで業務効率があがり、そうした後方支援をしてほしい</p>
29	事務職	3級（主事級）	<p>指定管理など施設管理をしている場合、緊急時に対応が必要な場合は休日であっても対応しなければならないこともあるため、個人携帯電話を使用しなければならないこともある。しかし、市職員は異動があり担当が変わることも多く、その都度、情報の更新や確認作業が大変なため、公費携帯電話があると良いと思う。</p> <p>ただし公費携帯電話があっても、勤務外の対応はどの程度まで行うのかきちんと決める必要はあると思う。</p>
30	事務職	3級（主事級）	<p>制度化をした上で、BYODを進めていくのは仕方がないのかなと思います。</p> <p>また、費用負担についても業務での使用により、大幅に使用料金が上がるのであれば市の負担を考えるべきだと思います。具体的にいくらなのかはわかりませんが。</p>
31	事務職	3級（主事級）	<p>職員それぞれが様々な場所に外出しており、連絡は個人携帯でやりとりを行っていました。しかし、情報共有することや外部団体と連絡を取り合うことが多すぎて、個人携帯の利用料金が非常に高くなってしまったため、レンタルスマホに切り替えました。</p> <p>イベント業務で携帯を多く使用する際は、レンタルの予算を取っておくのも良いと思います。</p>
32	事務職	3級（主事級）	<p>公費携帯電話については、利用方法によっては、固定回線を使用するより安く済む場合もあり、経費節減には有効であると思う。さらに、一人1台にするべきかどうかは検討が必要と思われるが、テレワークの頻度が進んでいくとあった方がよいとも思われる。</p> <p>個人の携帯電話については、5分以内の通話なら無料というプランも多いと思うので、緊急時や必要な場面は使用することもよいかと思う。</p>
33	事務職	3級（主事級）	<p>確かに現状、通信費手当などは給与に盛り込まれていないので、担当課によっては個人負担が高んでいることが考えられます。但し、担当課毎に事情が違うので、頻繁に外出先等から連絡が必要な部署では公費携帯電話、頻繁ではないがたまに出先から連絡が必要な部署は個人携帯の使用を認めて通信費を補助する等、整理した方が良いと思います。</p>
34	事務職	3級（主事級）	<p>本来、個人の所有する携帯電話は公務に使用するべきではないと考えられるが、非常時等はやむを得ないと思われる。逆に個人所有の携帯電話ありきで制度化するのは本末転倒ではないか。</p>
35	事務職	3級（主事級）	<p>事業や視察がコロナ禍により中止しているため、現状は公費携帯電話は必要ないと思うが、再開したら1台あると良いと個人的には思う。（相手方の職員との当日の電話でのやり取りも多いため）</p>
36	事務職	3級（主事級）	<p>災害時の情報伝達等やむを得ない場合を除き、個人携帯電話の公務使用は認めるべきではない。公費携帯電話使用を開始するのであれば、使用範囲や目的等明確に制度化すべき。</p>
37	事務職	3級（主事級）	<p>現状の業務における私用携帯電話の使用程度であれば、費用負担が個人でも問題ない。テレワークの実施が今後スタンダードになっていくのであれば、一人一台の公費による携帯電話の配置は必須（庁内連絡及び外部連絡のため）だと思う。</p>
38	事務職	3級（主事級）	<p>個人携帯電話を公務に使用することに対し、セキュリティ面、費用面並びに時間等に強い懸念がある。また、ストレスを感じる。</p>

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
39	事務職	3級（主事級）	個人携帯電話を、かなりの割合で公務として使用する場面が増えるのであれば、公費携帯電話が必要だと考えている。 また、個人携帯電話の使用により業務内容の流出が懸念される事態が増えるのであれば、制度化も必要であるとも考えるが、これがもたで業務が逆に滞るのであれば反対である。柔軟な対応が必要だと考えている。
40	事務職	3級（主事級）	個人の携帯電話は、それぞれ加入プランが違うので、制度化を図るときには、何らかの配慮が必要では
41	事務職	3級（主事級）	業務上出先から事業者や個人に連絡する可能性がある職員に関しては、公衆電話がほとんどないことから個人携帯を使用せざるを得ないケースが非常に多いと思っています。 そういった職員は庁舎の外にいるときにかかわらず折り返し等が発生しうするため、個人携帯を使用するとデメリットしかないと感じられるので、公費携帯電話は必須と考えます。
42	事務職	3級（主事級）	現地調査時に携帯するための公費携帯電話があれば緊急時などに対応できるので安心だと感じる。 使用している角度計のアプリは携帯電話である必要がないため、別途専用の角度計を購入すれば個人携帯を使用する必要はなくなります。 他課の職員が個人携帯電話の番号を市民に伝えて業務を進めている実態があるとしたら、制度化が必要だと感じます。
43	事務職	3級（主事級）	頻繁に使用する課等については、公費で携帯電話を用意すべきだと思います。 頻繁に使用しない課等についても、テレワーク端末などと同様に課に数台あれば、利便性はあがると思いますが、財政的な観点から難しいようであれば、個人使用は仕方ないかなと思います。 個人使用分を市が負担することは、算定が難しいので、やるのであれば携帯電話を用意したほうがいいのかと思います。
44	事務職	3級（主事級）	個人携帯電話は公務では使用したくない
45	事務職	3級（主事級）	公的機関の電子申請を行う際にも登録するデバイスが必要とされているが、公費携帯電話が導入されていないため、登録できず、アナログな紙帳票での申請を余儀なくされている。作業効率を向上させるためには電子申請が有効だとおもわれるが、実現できていない。
46	事務職	3級（主事級）	携帯電話の使用する機能は各職場ごとに異なるため、各職場の要望を満たす携帯電話が用意でき、追加の負担が生じない場合は導入するメリットはあると思います。
47	事務職	3級（主事級）	業務に必要な課かには、公費携帯電話を設置すべきと思う。（特にケースワーカーの様な極めてプライバシーに触れる仕事をしている場合。）
48	事務職	3級（主事級）	他部署時、特に現場に行くことが多かった時には個人の携帯電話による連絡が前提となっておきながら執務室内においては厳しく叱責される（特に保育園等からの連絡を気にしている職員は多いと思うのに・・・） 都合の良い時だけ個人の携帯電話に頼るのもどうかと思います。
49	事務職	3級（主事級）	公務での情報連絡を個人携帯で行うことについては、公私の境界が曖昧となり種々の問題の温床となるのではないかと懸念がある。 また、携帯電話に限り個人財産を公務で使用することを是認する理由は乏しく、利用負担分の保障を伴うルールを法制化するか、公費携帯電話の利用を推進すべきであると考えます。
50	事務職	3級（主事級）	公費に使用した分の電話代、パケット代の計算が複雑でできるとは思えない。定額であるならば、職員の持ち出しがあるのは反対。 個人情報の取扱いへの不安がある。 時間外も対応できるがどのように労務管理をするのか不明瞭。 使用・充電を職場で行うとき市民から私用と見られる可能性があるため、対外的にも広報が必要。 職員負担で個人携帯電話を使用するのであれば、条例レベルで明記してほしい。
51	事務職	3級（主事級）	制度化は構わないが費用負担及び職員の個人情報保護につながるよう適切に対応してほしい

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
52	事務職	3級（主事級）	緊急時や内部への連絡については、やむを得ないと考えることはできるが、基本的に公私は分けるべき。 業者や市民に連絡をする際、個人の携帯を使用することでトラブルを生む危険性がある。 情報漏洩等の責任の所在は誰になるのか。個人で負わなければならないなら、公費で携帯電話を用意すべき。
53	事務職	3級（主事級）	ipadの貸出台数が全く足りておらず、会議の場所も固定できないため、無いと審議会等オンライン会議の開催に伴う動作テスト等に支障が出る。 機器まで市で確保することは望まないが、業務で使用するのであれば、回線についてはWifiの使用を望む。 市民等外部者にデータを渡すことに比べ、市職員が自端末等にデータを渡すことが制度上極端に困難なのは是正すべき。
54	事務職	3級（主事級）	テレワークや出張の時に使用できるよう、各課に1台程度配置すべき
55	事務職	3級（主事級）	今後、時差勤務や在宅ワーク、災害対応で、LINEWORKSなどのグループチャット機能は有効である。 離れた場所での情報共有において電話では負担が大きく、PCチャット機能では対応に遅れが生じる。 その際に、市が公費でスマートフォンを用意する必要が生じる。 現状、個人のスマートフォンが仕事に使用されていることが事実であり、時間外での業務連絡などの問題もあり、ルール化について検討が必要。
56	事務職	3級（主事級）	ここ3年間の使用頻度で記入しましたが、所属している課や担当により使用頻度は全く異なりました。現在の担当では個人携帯の使用はほぼありませんが、その前はほぼ毎日（休日を含む）使用していたため、その場合は公費負担が必要かと思えます。課によって使用状況が異なるため、市役所全体で個人携帯の公務使用を前提とするまでの必要はないかと思えます。
57	事務職	3級（主事級）	必要最低限での使用に限るべき。LINEは使いたくない。
58	事務職	4級（係長級）	市役所の外の世界の連絡手段はMessenger等が一般的となっており、個人携帯電話を使用しないと業務に支障が出るレベルとなっています。 一方で、市役所の外の世界の人たちには8:30-17:15が業務時間という概念はなく、休日含め、24時間連絡が入るため、対応が求められてしまうのは辛いものがあったりします。
59	事務職	4級（係長級）	休庁時の連絡については、生命にかかわるものなど本当に緊急での対応が必要なものに限定してほしい。
60	事務職	4級（係長級）	公費携帯電話の使用を要綱等で定めることにかかわらず、緊急対応が発生した場合の個人携帯電話での連絡調整も含めて整理する必要はあると考える。単なる伝言連絡ではなく、業務対応を必要とする連絡調整は、そのこと自体が業務であると捉えなければ、24時間、常時、業務体制となってしまうかねないため、報酬対価が無く責任感と業務意欲からの負担だけが拡大しないように注意しなければならないと考える。
61	事務職	4級（係長級）	個人携帯電話の使用は問題点や危険性も多々ありますが、現状としては使用しなければ仕事がスムーズに回りません。固定電話の回線が空かず、やむを得ず個人携帯電話で連絡を取る場合もあります。出張等で出先から折り返し連絡をする場合もあり、今の時代、公用にしても私用にしても、持たないという選択肢はないと思います。その上で、公費を使うとなると市民の意見も割れると思われしますので、慎重な検討と対応が必要と考えます。
62	事務職	4級（係長級）	一般企業ならば、業務用の携帯電話は用意されていて当然なので、当たり前のように個人の携帯電話を使用させること自体が、そもそもどうなのか？とは思います。使用が前提であるにも関わらず、写真や動画の撮影は原則禁止のような扱いになっていますし。 また、今回のアンケートの趣旨が不明瞭と感じました。

事務職

職種	職級	【Q14】 ご意見等
63	事務職 4級（係長級）	・Q13について、設問の意図や具体例がわからず、4として回答しましたが、どのような要綱を想定されているのでしょうか。課内のラインは業務連絡と課の情報共有のため有用だと思っています。市民や業者との連絡には用いないのは当然のことと考えておりますが、制度化とはどのようなことを想定しているのでしょうか。このアンケートではその説明が不十分なので、回答者により捉え方が異なり、正しい結果が出ないと考えられます。
64	事務職 4級（係長級）	現在の課では個人携帯を使用することが少ないので、このくらいなら使用してもよいと思っていますが、市民対応等で外に出ることが多い職場や緊急連絡が入る職場では、業務で個人携帯を頻繁に使用している場合もあるかと思えます（私も前の職場がそうでした）。そういう職場は優先的に公費携帯を配備してほしいと思っています。
65	事務職 4級（係長級）	携帯はプライベートで使用する目的で購入した理由から、携帯番号を他人を知られたくないし、業務で使いたくない。公費で携帯電話を用意すべきだと思います。
66	事務職 4級（係長級）	公費携帯電話の使用を個人に認めていないのと同様、個人携帯電話も公の連絡ツールとして使用するのには認めることはできない。個人と公は分けるべき。非常時を除き、使用すべきではないと考える。
67	事務職 4級（係長級）	職場の状況、仕事の内容により一律には判断できないと思いますので、「必要なら（又は必要に応じて）使用できる、してよい」と「使用した際の費用負担」について、要綱等で事前に定めておき、必要な際には躊躇なく使用できる環境を整えることが必要であると思います。
68	事務職 4級（係長級）	公費携帯電話の使用については、担当職務の仕事内容によるかと思えます。 私の場合は、企業開拓で外に出ることも多く、よって、出先で企業様との確認事項が発生することは多々あります。 その関係で、関連スタッフとの調整のやりとりが重なることもあります。 出来るだけ、個人の携帯電話使用は避けたいので、最低限の使用に留めておりますが、営業用の公費携帯電話をお預かりできれば、業務上、大変助かります。
69	事務職 4級（係長級）	日中夜を問わず緊急事案が発生する部署、管理職の利用や、テレワークを導入するのであれば、公費携帯電話の使用機会が必然的に増えることから、公務であるとの認識の上、職員の負担を公費で賄うべき。 また、携帯電話の使用機会を総合的に勘案の上、公費携帯電話の導入による賃借料金と、個人携帯電話所有職員への直接手当を実施する方式との費用比較は必要ではないかと思えます。
70	事務職 4級（係長級）	一般企業では一人1台会社から持たせられているという方が殆ど。今のご時世一人1台公費で持ってもいいかと。一度、休日に緊急で守衛から連絡があり、個人携帯から事業所へ連絡したところ、次から休日に緊急でもないのに個人携帯に電話が入るようになった。 しかし、常時仕事に追われ監視されているというような反対意見もあろうかと。よって、外出する際に持っていく。休みの日は当番制で持って帰る等した方がいいかと
71	事務職 4級（係長級）	個人携帯を無料通話アプリにより緊急時や通常時の情報共有程度で使用するのであれば問題ないと思うが、市民や事業者との頻繁なやり取り等、常態的に業務を進めるのに必要な状況にあるのであれば、公費による負担や公費携帯の導入をするべきだと思います。
72	事務職 4級（係長級）	前職で業務用PHS端末を配布されていましたが、プライベートで2台持って出かけるのは大変で、結局プライベート携帯に連絡が入りました。また、携帯電話の配布は一定の拘束につながると思います。1回（●分以内）50円と使用実態に応じた手当と休日連絡対応等手当を設けるのがよいと思います。（一方で、管理職の場合はLINEWORKSで様々な連絡が入っている状況は改善が必要だとも思います。）
73	事務職 4級（係長級）	連絡がつきやすいといった利点はあるが、使用の仕方によっては、公私の区別が曖昧になるおそれがある。
74	事務職 4級（係長級）	自分は平成9年以降、夜間・休日緊急連絡用として警察・守衛に携帯番号を教える必要があったことから、職員以外に個人の携帯番号を教えることに抵抗感があったため、その頃から業務用とプライベート用に分けて携帯電話を2台使用しており、20年以上そのスタイルを続けてきたので今更どうでもいい。ただし、公費携帯電話及び業務用に収集した番号・アドレスの私的利用の管理及びセクハラ等の未然防止に留意する必要がある。

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
75	事務職	4級（係長級）	個人的には緊急時等で個人携帯電話を使用すること、またその際の通信費等を自分で負担することは仕方ないことだと思っておりますが、全庁的に見ると様々な意見があるはずで、個人携帯電話を公務で利用することに抵抗が大きい職員も多いものと考えます。 全員の納得が得られるとは考えづらいですが、要綱等制定に当たっては説明を尽くしてできる限り同意を得ていく必要があると思っております。
76	事務職	5級（課長補佐級）	個人携帯電話の公務使用はあり得ないと考えていますが、それでも直近3年間で仕方なく複数回使用したことがあります。個人携帯電話を公務使用するという前提で成立している仕組み（人の善意に頼る仕組み）は、非常に危ういと思います（要綱等で定めたとしても）。「私は個人携帯電話を必要としていないので、持っていません。新たに契約するつもりもありません」という職員がいた場合、対応策があるのでしょうか。
77	事務職	5級（課長補佐級）	SNSを含め、コミュニケーションツールが多数ある中で、事業者等とのやり取りも、従来の電子メールから、即時性の高いコミュニケーションツールへ移行しているように感じます。ただし、個人携帯電話をこうした用途に活用する場合には、行政の保有する情報が個人携帯電話に蓄積されることを前提に、例えば個人情報情報は絶対に取り扱わない等、情報セキュリティに配慮した制度設計を行う必要があると考えます、
78	事務職	5級（課長補佐級）	担当職員は、事業者との連絡についても個人携帯電話を利用する場合があります。 個人に1台ずつ公費携帯を持たせることは、物理的にも面倒だし、公費負担も大きくなると思います。 しかし個人負担は避けるべきで一定のルールで公費による費用負担を行うべきだと思います。
79	事務職	5級（課長補佐級）	携帯電話を2台持つことは、煩雑になることが考えられるため、公費携帯電話を所持することは個人的には望まない。 本件については秘匿すべき内容はないと思いますが、無記名のアンケートの実施方法として、若干疑問を持ちました。
80	事務職	5級（課長補佐級）	個人携帯電話の使用は、災害時等の必要最小限の利用にとどめるべき。ライン等も個人情報であり、情報流出の恐れがある。
81	事務職	5級（課長補佐級）	電話での連絡等で携帯電話利用料の請求がそれなりに増加しており、少なからず家計に影響を与えられていると感じる。 家族等とは家族間での無料通話やLINEツールを利用しているため、その他の通話料でおおよその状況が把握出来るため、通話料の利用状況が見えてしまう。）
82	事務職	5級（課長補佐級）	市民から見るとところで個人携帯電話を充電をしてはいけないとされていますが、市民は個人携帯電話が業務に使用されていることを知らない。本来は業務に使用する携帯電話は公費で用意することが当然だと思う。私の前職の企業では管理職は会社から携帯電話を貸与されていた。一方、公費で用意した場合は、個人携帯電話を職場内に持ち込むことはセキュリティ保護の観点から禁止せざるを得ないと考えます。
83	事務職	5級（課長補佐級）	個人携帯電話を公務で使用することになら抵抗・文句はないのですが、改めて考えてみると、職員以外の個人情報もやり取りされているとしたら、それが漏れたり盗まれたり、という可能性もあると考えると、そういった面からの制度化やルールは必要なかと思っております。
84	事務職	5級（課長補佐級）	せめて、業務にも使用する携帯電話の職場での充電を認めてほしい。
85	事務職	5級（課長補佐級）	Q13で「制度化が必要」と答えていますが、厳格な制度化をイメージしているものではありません。
86	事務職	5級（課長補佐級）	休日や時間外において、業務時間とそれ以外の時間の境界が曖昧になっており、精神的負担がかかる。 ワークライフバランスとの関係性について考慮が必要である。 緊急時に使用することについては、公務員として、当然やむを得ないのは前提である。
87	事務職	5級（課長補佐級）	緊急の場合はやむを得ないが、頻度が多い場合や特定の人に負担が偏っている場合などは、取り扱いについて検討が必要かと思う。
88	事務職	5級（課長補佐級）	個人の携帯を使って職員以外の方と連絡を取ったため、日常的に連絡を受けるようになってしまったとの話を聞いたことがある。個人の携帯使用は職員間の使用（緊急・災害）に留めた方が良くと思う。広く使用するのであれば、どのように職員を守るかも検討していただきたい。

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
89	事務職	5級（課長補佐級）	個人携帯電話は、緊急時や災害時での利用は、その場ですぐに連絡が取れるなど非常に有効な手段であると思います。一方で、緊急時や災害時でも避難所開設時の本部とのやり取りなど頻度が求められる場合には、公費携帯電話を用意するなど、場合分けは必要であると考えます。
90	事務職	5級（課長補佐級）	個人情報保護の観点からも個人の携帯電話を利用することは様々なリスクがあるが、現状はそういつていられない状況のため、使用してしまっていると思われる。 災害対応含め必要な台数を用意し、公費で賄うべきと思うが、それが難しいのであればきちっと制度化すべきと考える。現状も携帯の充電を職場のコンセントで行ってよいのかわからず、なあなあになっている。このあたりも含めて検討すべきと考えます。
91	事務職	6級（課長級）	公費携帯電話が配備されているが、機種が古いので、利便性が低く、個人携帯電話を利用している 公費携帯電話が配備されても、ある程度新しい機種を配備してもらうことを希望します
92	事務職	6級（課長級）	個人携帯電話を仕事で使用する場合は、あくまでも管理職の判断として自発的に使用している。公費で携帯電話を支給されることは、24時間、寝ても覚めても携帯電話を通して仕事に縛られ（義務??）、プライベートな気持ちの切り替えができなくなり、メンタル的に耐えられない。そうなのであれば、自分の携帯電話を使用し、緊急時など必要な時に自分の意思で電話して、自分で通信料を払うほうが良いです。
93	事務職	6級（課長級）	公務使用そのものは肯定するが、利用頻度や個々の契約内容によっては大きな負担となる場合もあるため、一定の公務使用が見込まれる職場においては、手当のような形で一律に支給することも必要と考える。
94	事務職	6級（課長級）	・携帯電話を公費で用意してもらい、仕事で使用する場合は必ずそれを使わなければならないと制度化されてしまうのは、かえって不便を生む。しかし、外から時間を見計らって市民に電話をかけるときや休日を含めた緊急対応を考えると、課には公費の携帯が必要だと思っている。 ・課内には個人携帯でグループLINEに入ることを拒むメンバーもいて強制はできないので、避難所開設等緊急時の連絡が不便。
95	事務職	6級（課長級）	今の時代、連絡手段として最適だと思うが、緊急だから当たり前のような考え方ではなく、分別（ふんべつ）をもって、費用負担も含めたルールを早急に検討すべき。
96	事務職	6級（課長級）	公用使用が「前提」になるのであれば、ルール制定は必要かと。 ただし、そもそも論として個人電話を緊急時以外の公用に使うことには疑義を感じます（コロナ禍の今、どこまでが緊急時なのか定義付けも難しいとは思いますが）。
97	事務職	6級（課長級）	個人の携帯電話にどのアプリを入れろというのは如何なものかと思う。
98	事務職	6級（課長級）	公費の携帯電話が貸与されると、それに伴う責任、紛失のリスク、常に確認する義務、財政的な負担なども発生すると思われるため、導入には慎重な判断が必要と考えます。
99	事務職	6級（課長級）	現地調査に出ることの多い課は、公費携帯電話があると便利だと考えます。
100	事務職	6級（課長級）	・個人携帯の使用は一定程度やむを得ないと考えが、受電はよいが、やむを得ず個人の携帯からかけざるを得ない場合、金銭的負担が生じることからも本来は公費で賄うべきではと考える。（ルール化は難しいかと思うが・・・）
101	事務職	6級（課長級）	緊急時の使用や情報共有等での個人携帯電話の使用は許容できるが、外回りがある業務など、頻繁に連絡・報告を行うことや、市民や業者と連絡を取らなければならないケースがある場合は公費携帯電話で対応すべきと考える。

事務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
102	事務職	6級（課長級）	安易に、情報を「緊急」「重要」に格上げしすぎています。上級の職から、情報を受けたら、部下に情報を送らざるを得ない(その者による取捨選択を事実上させない)状況があり、それを解消した後に整理すべきと考えます。 個人携帯電話の利用については、勤務時間内と勤務時間外を分けて考えたほうが、論点が整理されると感じました。
103	事務職	6級（課長級）	昨今、業務において、民間と同様以上の内容等を求められるのであるから、同様に携帯電話の貸与等が当然である。
104	事務職	7級（次長級）	個人携帯電話の公務使用に関する制度化は、電話使用の制限や義務が課せられることも考えられるので、必要ないを考える。公務に活用するのであれば、1人1台のタブレット端末の配備を望む。
105	事務職	7級（次長級）	公私はしっかり分けるべきと考える。
106	事務職	7級（次長級）	個人の携帯電話をある程度の利用することはしょうがないと思うが、災害が起きたときの利用は想定できないほどの利用時間（料）になると思うので、利用した分だけ支払われるなどの制度の検討を望む。
107	事務職	7級（次長級）	自然災害による出勤要請などのための連絡などを含め、従前に比べ情報共有を職員間で行うことが増加していると感じる。個人携帯電話だけの使用を前提した考えを見直す時期に来ていると思います。
108	事務職	7級（次長級）	通常、LINEWORKSやLineを使用するため通話料やパケット通信料等は発生していない。 時間外や勤務を要しない日に2台持ちは面倒。
109	事務職	7級（次長級）	個人携帯電話を持たない自由、仕事では使わない考えも尊重すべき。 個人携帯電話の使用以前に、勤務時間外の連絡内容に対してもルール化すべき。 緊急性のないことを勤務時間外に連絡、情報提供を行うことは避けるべき。 個人携帯電話を所持している、常に着信を確認することを前提とした、仕事の連絡体制には無理がある。 携帯電話使用料のみならず、電気代、機器購入費も含めて議論する必要がある。
110	事務職	7級（次長級）	Q13に制度化不要の選択肢がないのはおかしい。

技術職

職種	職級	【Q14】 ご意見等
111	技術職 1級又は2級	携帯電話を一人一人持たせられると、時間外まで拘束されてしまいそうで怖い。(もし連絡がつかないと、どうしたんだとか、評価に繋がってしまいそう。) 職場では班単位で既に配備しているところですが、それ以外にも数台の予備を持ち、現場や外部に出かける時に、出かける者が持ち歩くことで良いと思う。
112	技術職 1級又は2級	テレワークを勧めるのであれば、同時に外部との連絡に公費携帯電話を提供するのは当然と感じる。 プライベートな連絡に用いていたLINEに仕事の連絡が来るストレスが大きい。
113	技術職 1級又は2級	あくまで個人携帯電話は、個人が携帯電話会社と契約して、個人利用を前提に所有、利用、経費負担をしているものであるから、公務利用は、その都度、個人の判断で使用を容認するか否かを定めるべきものであると考える。 現在、当たり前のように個人携帯電話の公務関連利用を前提とした連絡等の体系が構築されているが、議員の通信費などを公費負担しているのと同様に、公務員の通信経費の公費負担も検討するべきと考える。
114	技術職 3級(主事級)	個人の携帯電話を使っても"よい"という規定にして、それが嫌ならば、公衆電話を使えばよいと思う。 BYODが進むほうがいくつも携帯を持たずに済んで合理的だと思う。充電をしていいことも規定化してほしい。 あと、個人のラインアカウントは市役所が組織として管理できないので、使わせるべきでないとおもう。 業務用チャットツールが個人の携帯でつかえるようにしてほしい。(災害時にも絶対に必要)
115	技術職 3級(主事級)	公費の携帯電話も個人情報の取り扱いで、制約があり使用できるアプリにも制限があるなど現場対応などで使用しづらい面がある。 個人の携帯を利用する場合に、業者や市民に携帯番号などの個人情報が公開されるため極力利用しないようにしているが、緊急対応や現場からの連絡で、職員間などは利用することが多い。
116	技術職 3級(主事級)	使用料の負担についての検討も必要だが、バッテリーの充電についてもルールを定め、必要時には職場で充電できるようにしてもらいたいです。公務で使用した後に、充電がなくなり、モバイルバッテリーも持ち合わせていなかったため、その後、帰宅するまで携帯が使用できなかった経験があります。家族との連絡や、定期がスマホに入っているため、公務使用後は職場での充電を可能にしてもらいたいです。
117	技術職 3級(主事級)	担当業務に関係なく外出することが頻繁にある課なので、公費での携帯電話が必要です。現場に出ている時間の長い会計年度任用職員には、年間どれくらいの負担がかかっているかと心配です。個人携帯電話を公務に使用するのであれば、それに関する煩雑な事務が増えることが目に見えていますので、反対です。
118	技術職 3級(主事級)	工作上必要で義務として持ち歩くのに個人の物を使用するのはおかしい。
119	技術職 3級(主事級)	保育園では散歩等園外に出る際は必ず個人携帯を持って行くように言われているが、各クラス1台ずつ公費の携帯があれば、その必要がなくなるので、準備してもらいたい。
120	技術職 3級(主事級)	個人情報が含まれる内容はもっと慎重な扱いが必要。(イニシャルにするとか)
121	技術職 3級(主事級)	当たり前のように個人携帯を使用しているため、公用の携帯が欲しいです。
122	技術職 3級(主事級)	緊急時は仕方がないところもありますが、本当は使用したくありません。心が休まらないからです。 在宅勤務の時は、職場にいる人に対応、もしくは明日出勤するなど伝えるなどで対応してほしいと思いながら電話しました。
123	技術職 3級(主事級)	LINE,メールなどは費用があまりかからないが、電話は通話料が高いため、個人携帯電話の使用は控えたい。使用のたびに申請する方法になるのであれば、面倒だと思うので、慎重に早急に検討していただきたい。
124	技術職 3級(主事級)	テレワークが進んでいく中で、外部(市役所以外)との連絡手段として必要
125	技術職 3級(主事級)	公共施設管理を行う部門や現場対応がある部署では、電話回線の配置は必要 現場状況が写真やビデオで本部に送れるなどのシステム化がされると判断が早くできるのではないかと。
126	技術職 3級(主事級)	職場とのやり取りで行う場合は、個人携帯電話でいいと思うが、職場以外とやり取りを行う場合、番号を知られたくないため、その対策は必要。
127	技術職 3級(主事級)	基本的には公費で携帯電話を用意すべきと考えるが、休日は邪魔なので個人的には携帯しない可能性が高い。

技術職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
128	技術職	4級（係長級）	個人携帯電話の公務使用を制度化よりも、公費携帯電話の導入を優先すべきと考える。
129	技術職	4級（係長級）	通常の企業であれば社員に携帯を支給し、連絡は支給端末を使用している。 鎌倉市では個人の連絡先、メール等を強制的に公務で使用させているのが現実。 個人の端末を当然のように使用させている風潮には疑問を感じる。
130	技術職	4級（係長級）	要支援の市民と連絡を取る場合、現在は本庁を通じてやり取りしているが、不都合が多い。しかし個人の携帯電話を活用した場合は休日夜間関係なく市民から連絡が入る可能性があるため当課の様な業務は公用の携帯電話を活用すべきと考える
131	技術職	4級（係長級）	個人の携帯電話を公務で使うのが当たり前という風潮が理事者にあるのではないかと強く感じる。その結果、未だに個人の携帯電話を公務で使用せざるを得ない状況となっている。 また、災害対応、緊急対応が求められる施設管理者には、公費での携帯電話の配備は必要不可欠と考えるが、現課がその費用を予算要求しても財政難を理由に担当部署から難色を示された。（前年度以降すべての施設管理者部署に配置がされたかは未確認）
132	技術職	5級（課長補佐級）	個人携帯を公務で使用する場合には、個人情報の関係もあり慎重な検討が必要であると考えます。 （知りえた個人の携帯に、本来業務と関係ない連絡が入る恐れがあるため）
133	技術職	5級（課長補佐級）	コールセンター設置の上、技術的に可能であれば内線電話廃止し一人1台スマホ貸与すべき。 個人携帯使用禁止は、業務効率化、住民利便に逆行、使用をとがめられる制度でなく、使用を許容する制度なら可。 以下Q8回答つづき すぐに取れなかった場合で、出先にまだいる場合の折り返し含む） 休暇等の上長への電話、メール、LINE等での連絡 出先での対応についての簡易なインターネット検索等
134	技術職	5級（課長補佐級）	散歩や遠足時の連絡手段としては、公費携帯電話が必要。 時間外、休日については、個々に公費の電話をもつことが、現実的ではないので、ルールを定めて費用の公費負担も含めて、個人携帯の使用を考えていくほうがいい。
135	技術職	5級（課長補佐級）	本庁以外の職場において、電話は必須。特に、保育園は子どもをつれて毎日のように園外に行っているのに個人の携帯というのは、あまりに時代と離れていて個人の負担が大きい。 PCも数台、公費携帯も1台のみ、プリンターも園調達。。。あまりにも本庁以外の職場の環境が悪いので改善してほしい！
136	技術職	5級（課長補佐級）	施設の管理をしているので使用は仕方がない。しかし、あくまでも個人で購入しているものなので、なんらかの対応は必要であると思います。（使用するのであれば）言われなければ仕方がないと思っていますが、言われてしまえば公務利用は認めるべきではないと考えます。
137	技術職	5級（課長補佐級）	ライン、メールを含めて、個人携帯電話は、情報流出及び個人負担費用の面で、使用すべきではないと考えます。
138	技術職	5級（課長補佐級）	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内に個人携帯をある程度使用するのには止むを得ない。 ・勤務時間外は災害時や緊急時のみ使用するのには止むを得ない。 ・今や携帯は業務以外のコミュニケーションツールとしての役割も大きい。 ・公費携帯は勤務時間外の私的な時間を侵害されるので反対。 ・個人携帯の最小限の使用を前提とし手当を支給すべきと考えるが、それを盾に濫用すべきではない。 ・個人携帯の使用は本人の意思が尊重されるべき。
139	技術職	6級（課長級）	課には24時間365日個人電話に通報がきます。 個人携帯電話での使用は禁止にすべきと考えます。
140	技術職	6級（課長級）	詳しくは分からないが、個人で公務用携帯を所有すると制限や紛失などのリスクが生じる恐れがあることから、通信環境を整えてもらう方が個人的にはいいと思う。（例えば市の職員が利用できるWiFiの環境を整える）

技術職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
141	技術職	6級（課長級）	個人携帯の公務利用について何らかの制度化等を行うこと、公費携帯の配布はともに反対である。 現在、管理職にはモバイルパソコンが配布されているが、これにより休日・休暇・勤務時間に関係なく業務を行う傾向があり、本市の管理職は勤務時間管理がされている（8：30～17：15が勤務時間）状況で、これ以上の業務を負担させられることはおかしく、緊急時などについては個人携帯で十分対応できると考える。
142	技術職	6級（課長級）	公務で個人の携帯電話を使用するのであれば使用に関するルールを決めて、市が一定の負担をすべきと考える。 また、休日や夜間に緊急連絡に対応している職員に対して、出勤が伴わない場合、時間外手当が支払われていない実態があると思いますので、その点についても検討が必要と思います。
143	技術職	6級（課長級）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務時間外、休暇時等の職場からの業務連絡や交通機関遅延や体調不良の連絡 ・台風などの自然災害の情報共有や現場確認時の業務連絡 など、緊急時やコミュニケーションツールとして、個人携帯電話の使用はやむを得ないと考えて、使用している。ただし、公費携帯電話を持ち、常時携帯するとなると、負担になると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、業務時間時に、私用で携帯電話を使用する職員については、指導している。
144	技術職	6級（課長級）	休みの日の連絡はどうしても必要不可欠になります。 24時間公務員といわれる以上は、公費携帯電話を用意してもらいたいです。

技能労務職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
145	技能労務職	3級（主事級）	公務使用を前提にすると職場のコンセント（公共の電源）で個人携帯電話を充電する人が更に増える。
146	技能労務職	3級（主事級）	個人携帯電話を必要に応じて使用する場合については、良いのでは。当然、個人負担で良いと思う。個人携帯電話で必要以上に業者等に連絡をしている場合は、一方から見ると、変な誤解を招くと思われる。使用方法は検討して制度化すべきかも。公費携帯電話は、必要に応じて使用するので良いと思う。
147	技能労務職	3級（主事級）	出先からの連絡にあたり、公衆電話の数が減少する中で連絡のツールは携帯電話が主流となっている。電話料金は低下傾向にあり、使用頻度が少ない職員は特に負担になっていないと思います。携帯電話の使用頻度が多い職員は公費携帯が必要と判断します。
148	技能労務職	3級（主事級）	公務で使用して（留守）、勤務時間外、休みの時に折り返しがあった。
149	技能労務職	3級（主事級）	以前、配備されている携帯電話を忘れ現場に出た時に個人携帯を使い苦情者に電話したが、間違い電話をしてしまい「間違いで掛けてしまいました。失礼しました」と電話を切ったが、少したってから鎌倉警察署から個人携帯に電話があり「今、電話をかけたか？どんな用事だったのか」など、職務質問を受けた経緯がある。レアなケースではあるが、不愉快な思いがあるので、公務仕事での電話連絡は公費携帯が必要だと思います。
150	技能労務職	3級（主事級）	公務員にはプライベートがないと考えるなら制度化するべき。

消防職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
151	消防職	1級又は2級	今の時代、携帯を使わないのは古すぎると思います。紙でメモするよりも携帯メモ機能を好かった方が早い。災害が起きた場合、SNSでの情報収集の方がTVより早いと思います。
152	消防職	1級又は2級	遊びで使っているわけではなく便利なので活用していくべき。
153	消防職	1級又は2級	仕事用に1人1台あると助かります。
154	消防職	3級（主事級）	基本、消防本部では業務時間中は個人（担当係長以上は除く）の携帯電話の所持は禁止されているが、担当係長級以下の職級職員でも、残業等（一人で屋外での業務）においては、個人の携帯電話を所持し、使用する場合があります。
155	消防職	3級（主事級）	市役所と消防では業務内容等も違うので制度化するとしても一律にされるとこまるがあるのでその辺は考えていただきたい。
156	消防職	3級（主事級）	IT化が進んでいる現代で、最新の情報をいち早く収集するためには必要なツールと考える。また、スマートフォンあるいはタブレットを各個人に導入することにより、業務上使用する紙媒体の資料を電子化、そのことから用紙等の削減につながると考える。このように電話だけでない使用方法も十分使用の利点と考える。
157	消防職	3級（主事級）	公務中の私的な利用、使用は避けるべきであるが、利便性、機能性を鑑みれば、必要に応じて使用するべきと考える。
158	消防職	3級（主事級）	現在、費用面で工費携帯電話、公費PHSが配置されていますが、鎌倉市の地形上PHSの不感や車両移動時に電波が切れてしまうことが多々ありますので、公費追加購入の際は、携帯電話の方が良いと考えます。
159	消防職	3級（主事級）	消防は隊で活動するため隊ごとにあればよいと思う。
160	消防職	3級（主事級）	携帯電話で相手方の携帯電話にかけの際に、未登録の携帯電話番号であると電話に出ない可能性があるため、使い方は状況を鑑みて使用することが望ましいと考える。現状、立入検査等の連絡は、携帯電話を使用することを推奨しているが、折り返しに出られないことや、相手方の連絡先が登録されていないと追跡できないことなど問題点はある。
161	消防職	4級（係長級）	個人携帯電話は緊急時に使用する場合しかないので今まで通りで良いのでは。
162	消防職	4級（係長級）	個人の端末を使用した場合、個人情報の取扱いに注意が必要。また、勤務を要しない日にも業務の連絡が入り、嫌でも業務に係ることが増えることが容易に想像できる。
163	消防職	4級（係長級）	公費携帯電話で十分であるが、緊急時等必要に応じて個人対応しているところです。
164	消防職	4級（係長級）	現時点において、最新の知識、知識を得るためには、携帯端末を使用せざるを得なく、これを禁止するのであれば、個人に1台のPCを配置してもらう必要がある。これは財政的に無理のため、個人携帯の使用は許容されるべきである。
165	消防職	4級（係長級）	現場等で業務に関する情報をネットで検索できる携帯電話またはタブレットがあると助かります。
166	消防職	4級（係長級）	消防なので他部署に公費で賄われているため、不自由は感じません。
167	消防職	4級（係長級）	通話機能のある電話を必要な台数と各個人でタブレット等の所有を公費でまかなうことが必要と感じるが、それまでは個人で電話やスマホ利用は仕方ないのでは。しかしデータ保存（公務に関すること）は制限しなければいけない。
168	消防職	4級（係長級）	情報漏洩の恐れのある使用は絶対に駄目だが、業務に必要不可欠である。
169	消防職	4級（係長級）	インターネットを利用することは当たり前の社会であり、個人の携帯を業務のため使用することは許容されるべきであると考えます。現在のインターネット回線は庁舎内で1名のみしか閲覧できない等制限が多いため、個人の携帯電話の方が迅速に調べることもできると考えます。
170	消防職	5級（課長補佐級）	インターネットにつながるパソコンの台数が1台しかなく、情報の検索のため個人スマホを使用している。また、ICD10の検索に必要な検索アプリが業務用パソコンにはインストールされていないことからスマホにインストールして活用している。
171	消防職	5級（課長補佐級）	現況どおりで問題視する課題はないと考える。
172	消防職	5級（課長補佐級）	災害現場で使用される携帯があればその他必要なし。
173	消防職	6級（課長級）	従量課金のない法人契約等で、課に必要な台数を配置し有効に活用できると思慮します。

消防職

	職種	職級	【Q14】 ご意見等
174	消防職	6級（課長級）	個人携帯による情報の漏洩に不安はあるが、公務用の携帯電話を持ち歩くのにも抵抗がある。
175	消防職	7級（次長級）	365日24時間業務が継続している職場の責任者として携帯電話での連絡は必須です。公費携帯電話を渡されている中、ラインワークスなどもあり個人携帯電話をメインに使っています。今後は、アプリや連絡先を整理するなどして業務に関しては公費携帯電話を使っていきたい。